

豊橋市立北部中学校 いじめ防止基本方針

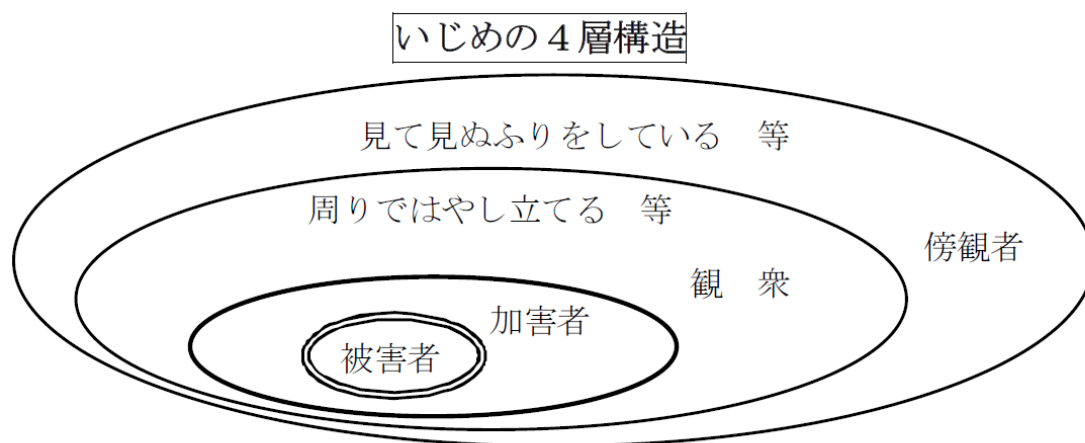
令和 5 年 4 月 1 日改定

豊橋市立北部中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。



2 いじめ防止対策組織

重大事態に対しては「北部中学校いじめ調査委員会」を設置し、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、当該生徒の担任で対応する。（別添資料1）

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。この組織としては、全教職員で構成する「校内生活サポート委員会」がその役割を担う。

（1）「校内生活サポート委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを1年間に1回行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。毎月1回、全職員で情報の共有を図る。
- ・いじめアンケートを1年に5回行い、その後生徒との面談を行う。

ウ 児童生徒や保護者，地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時，学校だよりやホームページ，会合等を通して，いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合，あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は，正確な事実の把握に努め，学年主任と学年の生徒指導担当を中心に問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。さらに必要な場合は生徒指導主事と校務主任も指導にはいる。
- ・事案への対応については，校内生活サポート委員会や生徒指導部会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また，必要に応じて，外部の専門家，関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も，その後の児童生徒の様子を見守り，継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防，早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

（１）いじめの未然防止

- ア 生徒同士の関わりを大切にし，ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め，自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して，道徳教育・人権教育の充実を図り，生徒自身にいじめのよくない点を考えさせる場を設定する。
- エ 情報モラル教育を推進し，生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め，ネットいじめの加害者，被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 生徒の特性や性的マイノリティなど人権に関わる言動には，十分留意するよう，道徳など様々な機会に継続的に指導する。

（２）いじめの早期発見

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施（年３回）し，生徒の小さなサインを見逃さないように努める。担任以外の面談も必要に応じて行う。出てきた情報の中で，全職員の把握が必要な情報は共有する。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや，保護者との信頼関係づくりに努め，いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ Q Uを年に２回行い，生徒同士の人間関係をつかみ，学級に居場所を感じることができないと感じる生徒の早期発見に努める。学級経営の改善や個々への支援・助言を図り，自己有用感や自己肯定感を得られるようにする。必要に応じて面談を行い，心のケアを行っていく。
- エ 毎週１回生徒指導部会（校務主任・生徒指導主事・学年生徒指導担当・養護教諭・生活サポート主任）を開き，生徒の様子や学年の様子について，情報の共有を行い，いじめの早期発見に努める。いじめと認知する事案については指導体制と解決方法を考える場とする。
- オ 校内相談室を整備し，保健室横に相談箱を設けるなど，生徒が相談しやすい環境を整える。
- カ 必要に応じ，外部の相談窓口の紹介，周知を図る。

(3) いじめの早期対応

- ア いじめの発見通報を受けたら「生徒指導部会」で対応する。重大事態になりそうな場合は管理職に相談した上で「校内生活サポート委員会」を中心に早急かつ組織的に対応する。
- イ 「いじめられた方にも原因がある」という姿勢ではなく、被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行い、行動が改善されるまで、継続的に支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、必要に応じて警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ 情報モラル教育を年に2回程度、道德の時間を使って行う。ネット上のいじめについては、一旦流れれば取り返しがつかない事態になることを伝え、深刻な場合は、必要に応じて警察署等とも連携して行う。
- キ いじめの正しい内容をつかむため、公正な立場で聞き取りを丁寧に行い、事実のみを、正確に記録していく。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【いじめによる重大事態への対応に関するフロー図】(別添資料1, 2)に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「北部中学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の生徒や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、1年に4回以上生徒指導部会で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施(12月)し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) 職員会議等の機会に年間4回以上生徒指導主事からいじめ防止に関する話をし、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

【いじめによる重大事態への対処に関するフロー図】

別紙資料 1

